

変革のための女性のツール

CEDAW
国連採択30周年

女性や少女にとっての女性差別撤廃条約とは

女性差別撤廃条約（CEDAW）は、女性のための国際人権条約と呼ばれています。世界中の女性や少女にとって、この条約は何を意味するのでしょうか。オーストラリアYWCA総幹事で、長年にわたり女性の人権問題に携わっているキャロライン・ランバートがお答えします。

（コモン・コンサーン）137号より抜粋
翻訳協力：コモン・コンサーン翻訳チーム

世界の多くの女性や少女たちは、コミュニティの中で男性や少年と平等な扱いを受けていません。同じ仕事をしても同じだけの賃金は得られず、また学校にも行けず家や兄弟や姉妹の世話をしなければならなかったり、地域の教会やモスクやシナゴグでは責任あるポジションにつくことを阻まれています。しかしながら、1979年の国連総会で採択された、「女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約」（CEDAW、通称「女性差別撤廃条約」）はこのような差別を禁止しています。185カ国以上がCEDAWに調印しており、各国政府は新法の採択・政策の転換・意識改革キャンペーンの開始などを含む特別措置を講じて差別の撤廃をはかることが求められています。

■CEDAWとは

CEDAWは、国連・政府・女性の人権団体および活動家による数十年に及ぶ活動の集大成といえることができます。1975年にメキシコシティで開催された第1回世界女性会議で、女性のための人権条約の規定が提唱されました。1979年12月18日に国連総会はCEDAWを採択し、これにより女性の国際的な権利条項の必要性を国際社会が認めることとなりました。現在、CEDAWは女性を差別から守る最も権威のある国際人権条約です。これは、



オーストラリアYWCA総幹事
キャロライン・ランバート

政治・保健・教育・経済・雇用・法律・財産・結婚および家族関係などの女性の基本的人権に、包括的に取り組む最初の国際条約です。

CEDAWを批准した国は、国レベルでのCEDAWの実施状況を4年ごとにCEDAW委員会に報告することが求められます。報告のセッションでは、政府代表は格差や困難についてCEDAW委員会と建設的な対話を行わなければなりません。1999年にはCEDAWの選択議定書が可決され、これにより委員会は、差別を受けていると確認され、かつ、利用できるすべての国内的救済措置を尽くした女性個人や集団からの申立てに対応する権限を持つようになりまし。

政府がCEDAWを実行するためにとるべき3つの主要なステップがあります。

- 1 法律・政治・習慣における差別撤廃
- 2 差別および実質的な平等の達成
- 3 女性のすべての権利へのCEDAWの適用

1 差別撤廃

政府は法律・政治・習慣が女性を差別しないことを保証しなければなりません。たとえば、女性が車の運転をすることを禁止する法律はCEDAWに違反しています。女性が男性と同等

のレベルで土地を相続することを禁止する習慣的または宗教的な制度はCEDAWに反しています。さらに法律や、女性の全面的社会参加を認めることが社会的利益にもなることの認識を高めることを目的としたキャンペーンを通して、官民双方における差別撤廃のための対策を講じることが政府に求められています。

2 平等の達成

政府は女性に対する法的および実質的な平等を実現するために、差別を講じなければなりません。法的平等にかかわらず一つの例が女性の自動車運転を制限する上記の例で、これは明らかに女性を差別する法律です。実質的な平等とは、もっと広範でさらに実現困難な類のもので、法的な平等からさらに一歩踏み込んだ平等であり、法律・政策・習慣が差別的影響を与えていないかどうかを問うものです。たとえば、HIVの治療やケアを女性が男性より受けにくいのが社会的現状ではないでしょうか。実質的な平等の構想とは、単に不平等行為の排除だけでは女性の平等を保障できないことを認識したものです。女性の不平等に対する長期的影響への対策も同

3 すべての女性・すべての権利へのCEDAWの適用

政府参加・健康・教育・雇用・家族関係・法制を含む女性の生活のあらゆる分野における差別を撤廃するため、政府は対策を講じなければなりません。自分の国籍を取得する権利・移

条約とセットで働く「選択議定書」日本は未批准

1999年には女性差別撤廃条約に一層実効性を持たせる「選択議定書」が国連で採択された。条約と議定書がセットで働くことで、条約は生きている。

1面で紹介したとおり、女性差別撤廃条約は185カ国が批准しており、そのうち96カ国が「選択議定書」を批准している。しかし日本は選択議定書を批准していない。先進国で批准していないのはアメリカと日本の2カ国のみ。アメリカは本体の条約さえ批准していないが、オバマ大統領は条約の批准を選挙の公約に掲げた。（参考：09年3月13日付け朝日新聞）

議定書では、個人または集団が、国による条約違反によって被害を受けた場合、国連の女性差別撤廃委員会に通報できる個人通報制度等を定めている。

国際婦人年連絡会（日本YWCA加盟）は「選択議定書の批准は、日本における女性差別撤廃への取り組みを強化し、男女共同参画社会の形成を促進するものです。第5回報告の勧告にあるように議定書の批准は我が国の司法の独立をおかすものではありません。すみやかに批准するよう要望します」とする要望書を2月17日に内閣総理大臣に提出した。（編集委員会）



TAKE ACTION

女性の安全は、経済活動における公正さにかかっています

ヨルダンYWCA

CEDAW第13条は、締約国に、経済および社会生活における女性に対する差別をなくすための適切な措置を講じるよう求めています。ヨルダンYWCAは、女性の経済活動における公正さを支持する経験を生かし、ヨルダンのCEDAWのシャドウレポートに貢献しています。

ヨルダンYWCA総幹事レイラ・ディアブは、ヨルダンの女性にとってなぜCEDAWが大事件を次のように語っています。

「ヨルダンの憲法では、男性と女性には平等な権利があります。しかし、ヨルダンの憲法は、女性が暴力を受けずに自由に生きる権利を与えていません。社会的慣習により、家産の相続は男性に制限され、女性は割り当てられた相続分、特に財産を、兄弟のために放棄せざるを得ない圧力にさらされます。これが、女性への暴力へとつながります。ヨルダンYWCAは、他の女性NGOとともに、CEDAWの実現に向けたプロセスに参加し、ヨルダン当局が、このように女性に対する暴力と経済的公正を扱っているのを審査するシャドウレポートを発行しました。

この報告によると、市民社会は公ににくい問題に直面している女性たちの声を拾い上げる

ことができるようになりました。市民社会は意思決定者とロビイア活動を行ったり、メディアでディベートの回数を増やすことなどにより、政府に対し女性と少女の法的権利を改善させ、さらに、よりよい保護を要求しました。

女性の経済公正に反する法律に異議申し立てをするのにCEDAWは効果的だと、私たちが感じています。ヨルダンYWCAは、欠陥のある法律の犠牲になっている女性たちと関わる活動を実施し、また女性虐待および幼児虐待に重点をおいた法律相談とカウンセリングをしています。ヨルダンのバングア・パレスチナ難民キャンプにある、ヨルダンYWCAファミリー・カウンセリングセンター（写真右下）では、女性の意識を高め、女性の社会活動への参加を促しています。ヨルダンYWCAは、女性の保健・教育・家族計画などのサービスへのアクセスを増

やし、収入に結び付くスキル取得を目指します。貧困のせいでたくさん女性が、生活において社会的・精神的・身体的なサポートを必要としています。」

ヨルダンYWCAはすでに、女性問題を扱うためにアラブ世界に設立された、半市民の組織の一つである女性のためのヨルダン国民評議会と密接な関係があります。

ヨルダンYWCAのシャドウレポート作成を手助けたムナ・マカムレ弁護士は次のように語っています。NGOの参加により、報告プロセスにおける政府の説明責任が明確になります。こうして、CEDAWの国内実施を促します。これは、女性の生活向上にとても大事なステップです。」



（2面より続く）
書では扱われないデリケートな問題や議論的となる問題は、NGOのほうが浮き彫りにしやすい場合が多いということです。シャドウレポートが作成されるという認識が、多くの場合ブレッシャーとなり、政府はより正確な報告をせざるを得ません。というのは、政府による報告書の矛盾や不備がシャドウレポートを通して明らかになるからです。

YWCAはその活動とアドボカシーによって、これまで述べてきたようなプロセスに大いに貢献できます。私たち女性にとって、CEDAWは変革への手段です。私たちはYWCAで活動する女性としてエネルギーと経験を結集し、YWCAの会員やYWCAのサービスを利用して、女性たちのためにCEDAWが確実に実施されるよう政府に働きかけることができます。

種

人は、見返りがないと知るところに働きかけるのは愚かだと考える。キリストは何の見返りもないのに、人間の罪を負って十字架で死んでくださった。このキリストに示された無償の愛、限りなく赦し、ここにボランティアの原点がある。ボランティアは見返りを求めないで仕える。実際、まったく見返りのない働きはない。誰かの役に立てば喜んでもらえる。救助すれば助かる人がいる。ところが、キリストは十字架で罪びとの身代わりになり死んで人々の罪を償ったが、肝心の身代わりになってもらった人間たちが、私の罪のためではないと関わりを拒んだ。正面から「裏表」を突きつけられると、人は受け入れられない。

「わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。」
（マタイによる福音書25章40節）

時に、十字架のイエスの思いを知ることがある。助けようとした行いが一層困難な事態に追い込むとき。苦しみをやらせたいと寄り添うほど溝が深くなる時。報いを求めないで仕える難しさの中で、そこにキリストが共に居られると気づく。主は、私より先にこの愛を知っておられた。キリストがこの運を行かれる。こんな大きな喜びはない。

榮まり子（日本キリスト教団無任所補教師・札幌YWCA会員）

平和憲法を生かして 平和・いのち・暮らしをまもる

2・20女性たちの院内集会&ロビイング



日本YWCAビジョン2015委員会からの提案で、2月20日に10の女性団体が呼びかけ団体となり、表題の院内集会とロビイングを行った。当日は80名の参加者と数名の国会議員の参加を得、報道機関も入り、衆議院第一議員会館の会議室は満席になった。冒頭、呼びかけ人代表として

石井摩耶子さん（日本YWCA会長）が挨拶し、「平和憲法・いのち・暮らしが大切に扱われているとは言えない今、心ある議員と女性の皆さまで課題を確認し合い、協力・連帯の絆を強めたいと願います」と思いを込めて話された。次に高田健さん（許すな！憲法改悪・市民連絡会）より、国会における憲法9条改悪問題関連の動きについてお話をいただき、①明文改憲運動の挫折から、解釈改憲路線への自民党の転換②ソマリア沖への自衛隊派兵の口実の嘘と恒久法への誘導③水面下での憲法審査会始動への動き（国民投票法実施等の予算64億円計上など）への警戒が必要であることなどの状況などが語られた。

集会の結実として以下の内容の要請文を採択した。「①海上自衛隊のソマリア沖派兵に反対します。自衛隊海外派兵恒久法・海賊対策新法を制定しないでください。②憲法改悪を進める憲法審査会を始動させないでください。③雇用の安定・医療や福祉・教育などを充実させ生存権を守る政治を要望します。」

集会の終了後参加者は、憲法前文の抜粋を冒頭に掲げたこの要請書を携え、10のグループに分かれ、主に自民・民主・公明の女性議員の部屋を訪問した。議員に会えることは少ないが、私たちの思いや願いを直接立法に携わる人たちに伝える貴重なチャンスである。たくさんの団体や個人と、同じ思いに結集できたことを喜び、お互いにエネルギーと勇気を増し加えられたこの企画が実現できたことを、協力してくださったすべての方に感謝したい。

ビジョン2015委員長 藤原玲子